

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ギニア	ギニア共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とギニア共 和国政府との間の交換公文	ギニアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含 むギニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与 するため、両政府の合意する生産物及び役務の購入 資金を贈与すること。 食糧増産と上国の債務問題に関する国際的取組に留 意し、ギニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与 するため、両政府の合意する生産物及び役務を贈与 すること。	300,000千円 -----	H14.2.22 コナクリ で (同日)	日本側 小松久也在ギニア 大使 ギニア側 モリー・カバ協 力庁長官	H14.6.7 247号
ギニア	無償資金協力に関する日本国政 府とギニア共和国政府との間の 交換公文	食糧増産と上国の債務問題に関する国際的取組に留 意し、ギニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与 するため、両政府の合意する生産物及び役務を贈与 すること。	112,025千円 -----	H14.2.22 コナクリ で (同日)	日本側 小松久也在ギニア 大使 ギニア側 モリー・カバ協 力庁長官	H14.6.26 265号
ギニア	食糧増産援助に関する日本国政 府とギニア共和国政府との間の 交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農産物資及びその 輸送に必要な役務の供与	250,000千円 H15.2.25まで	H14.2.26 コナクリ で (同日)	日本側 小松久也在ギニア 大使 ギニア側 モリー・カバ協 力庁長官	H14.8.21 360号
ギニア	食糧援助に関する日本国政府と ギニア共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H15.2.25まで	H14.2.26 コナクリ で (同日)	日本側 小松久也在ギニア 大使 ギニア側 モリー・カバ協 力庁長官	H14.8.21 363号
ギニア	無償資金協力に関する日本国政 府とギニア共和国政府との間の 交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留 意し、ギニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与 するため、両政府の合意する生産物及び役務を贈与 すること。 コナクリ市小学校建設計画の実施するために必要な 1. 小学校教室及び附属施設の建設に必要な生産物及び 役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1及び2の施設及び機材の維持・管理に必要な 役務の供与	286,867千円 -----	H14.8.23 コナクリ で (同日)	日本側 小松久也在ギニア 大使 ギニア側 モリー・カバ協 力庁長官	H15.8.27 286号
ギニア	コナクリ市小学校建設計画のため の贈与に関する日本国政府と ギニア共和国政府との間の交換 公文	コナクリ市小学校建設計画の建設に必要な生産物 及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1及び2の施設及び機材の維持・管理に必要な 役務の供与	516,000千円 H15.12.12まで	H14.12.13 コナクリ で (同日)	日本側 小松久也在ギニア 大使 ギニア側 モリー・カバ協 力庁長官	H15.5.13 137号
ギニア	コナクリ市クニエン魚市場建設 計画のための贈与に関する日本 国政府とギニア共和国政府との 間の交換公文	コナクリ市クニエン魚市場建設計画を実施するため に必要な 1. 魚市場、管理棟及び関連施設の建設に必要な生産物 及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与	810,000千円 H15.12.12まで	H14.12.13 コナクリ で (同日)	日本側 小松久也在ギニア 大使 ギニア側 モリー・カバ協 力庁長官	H15.5.20 147号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ギニアとの無償資金協力取極一覧

ギニアとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (加算日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ギニア	無償資金協力に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ギニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	106,426千円 -----	H15.3.12 コナクリ で (同日)	日本側 伊藤慶明在ギニア 臨時代理大使 ギニア側 フォア・バンブ ラ大統領府官房長官	H16.8.26 528号
ギニア	食糧援助に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	350,000千円 H16.3.31まで	H15.4.11 コナクリ で (同日)	日本側 富田嘉孝在ギニア 大使側 フランソワ・ロ ンセニ・フアル外務協力 大臣	H16.8.25 516号
ギニア	無償資金協力に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ギニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	259,959千円 -----	H15.6.13 コナクリ で (同日)	日本側 富田嘉孝在ギニア 大使側 フランソワ・ロ ンセニ・フアル外務協力 大臣	H16.9.2 565号
ギニア	コナクリ市小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文	コナクリ市小学校建設計画を実施するために必要な役務の供与 1. 小学校教室及び附属施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.及び2.の生産物の維持・管理指導に必要な役務の供与	594,000千円 H16.3.31まで	H15.7.2 コナクリ で (同日)	日本側 富田嘉孝在ギニア 大使側 フランソワ・ロ ンセニ・フアル外務協力 大臣	H16.12.21 818号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。